

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年十月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和五年九月二十七日奈良県指令建第一一二一六九号

令和六年十月四日奈良県指令建第一一二一六九一一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十月二十二日建第一〇三九九号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年十月二十二日建第五九六〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市櫛本町五三八番一、五三九番一、五四一番一、五四二番一、五四三番、五四

四番、五四五番、五四六番及び五四七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府東大阪市衣摺五一一一〇

丸栄機工株式会社 代表取締役 田中則男

五 公共施設の種類、位置及び区域

水路 天理市櫛本町五四六番及び五四七番一の各一部

一 許可番号

令和六年八月二十一日奈良県指令建第一一四一五三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年十月二十二日建第一〇四〇〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和郡山市発志院町二七一番一、二七一番五、二七一番六、二七六番一の一部、二

七六番五、二七六番六、二八四番の一部、二八五番、四五四番一、四五四番二及び四

五四番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市阿倍野区天王寺町北三丁目一四番一九号

株式会社恵和テック 代表取締役社長 田中秀和